

霧島市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

霧島市消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のように制定する。

平成26年11月25日提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第15条第2項の規定に基づき、霧島市消防長及び消防署長の資格について定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 法第15条第2項に規定する消防長の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における課の長の職に在籍した期間が1年以上のもの
- (2) 本市の行政事務に従事した者で、市長の直近下位の内部組織の長の職その他本市におけるこれと同等以上と認められる職に在籍した期間が2年以上のもの

(消防署長の資格)

第3条 法第15条第2項に規定する消防署長の条例で定める資格は、前条第1号を準用する。この場合において、「消防署長の職又は消防本部における課の長の職」とあるのは「消防司令以上の階級」に読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条の改正により、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格については、政令で定める基準を参酌するなどして市町村が条例で定めることが義務化されたことに伴い、本条例を制定しようとするものである。